

交通事故などにあつた場合、組合員証等を使用する場合は共済組合へ報告が必要です！

組合員又は被扶養者が交通事故等の第三者加害行為によって負傷した場合の治療費は、過失割合に応じて加害者（相手方）が負担することとなります。

組合員証を使用するということは、窓口負担は3割（又は2割）ですが、残りの7割（又は8割）を共済組合が「一旦立て替えて支払い」し、組合員が加害者に対し過失割合に応じて有する損害賠償請求権を、組合員に代わって共済組合が（給付の範囲で）取得するという事を意味します。（**損害賠償権の代位取得**）

その為、後日共済組合から加害者に対して、その事故に起因する「立て替えた医療費」を請求しなければなりませんので、組合員証を使用する場合は必ず共済組合へ連絡のうえ、所定の手続きをいただきますようお願いいたします。

交通事故にあつた時の留意事項

① 警察に連絡する

どんなに小さい事故でも警察に連絡し事故の確認をする。

② 加害者の確認をする

加害者の運転免許証、車検証等で相手を確認する。

③ 医師の診断を受ける

軽いケガでも、必ず加害者と一緒に医師の診断を受ける。

④ 共済組合に連絡

組合員証を使用する場合は、早急に共済組合へ連絡を行い必要書類を提出する。

⑤ 安易な示談はしない

共済組合が立て替えた医療費を相手方に求償できない旨の示談がなされた場合、相手方が負担すべきであった医療費を、組合員本人から共済組合へ返還していただくこととなります。



組合員証等の紛失・盗難にご注意を！

「組合員証」や「組合員被保険者証」はキャッシュカード等とは異なり、紛失や盗難にあつても共済組合が組合員証等の効力を無効とする措置をとることができません。

また、組合員証等の不正使用により組合員や第三者に生じた損害は、共済組合では補償できません。

組合員証等は大切に保管くださるようお願いいたします。

● 紛失・盗難に気がついたら…

心当たりを十分に探しても組合員証等が見つからず、紛失や盗難が疑われる場合は、早急に以下の手続きをお願いします。

1. 警察署に紛失又は盗難（被害）届を行ってください。
2. 共済組合へ再交付の申請を行ってください。

※新しい組合員証等の再交付を受けた後に古い組合員証等が見つかった場合は、古い組合員証等を共済組合へ返却してください。決して古い組合員証等は使用しないでください。